

ID: 25-2

担当部署: 建設水道課

処分の概要	行為の許可(変更許可を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公共物管理条例 第4条		
例 規 番 号	平成13年条例第14号		
【基準】 第4条の規定による。 (行為の許可) 第4条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとするものは、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 公共物の敷地又は水面を使用すること。 (2) 公共物の敷地内において工作物を新築、改築又は除却すること。 (3) 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。 (4) 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 (5) 河川又は水路の流水を占用すること。 (6) 河川又は水路に下水その他これに類するものを放流すること。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 財政課 建設水道課		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日